

第37号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に

改め、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第 2 項第 1 号」の次に「又は第175条第 2 項第 1 号」を加え、同条第 4 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第111条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第 5 項」の次に「又は第171条第 6 項」を加え、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加え、同条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第 2 項第 2 号八」の次に「又は第175条第 2 項第 2 号八」を加える。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。